

新着情報

入試情報

学校見学会

求人お申し込み

# 専門実践教育訓練 給付金制度

社会人のための新しい支援制度！  
国家資格を取得して、  
更なるステージへキャリアアップ！

最大  
**168万円**  
給付



## 制度の目的

### 専門実践教育訓練給付とは

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、  
厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、  
本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を  
支給する雇用保険の給付制度です。

こんな方が利用しています

仕事の  
スキルアップを  
目指す方

資格を取得して  
キャリアアップを  
目指す方



## 給付例

①受給要件を満たす方が、指定講座の“鍼灸マッサージ科”, “鍼灸科”, “柔道整復科”へ入学した場合



②受給要件を満たす方が、指定講座の“鍼灸マッサージ教員養成課”へ入学した場合



さらに、指定講座(通信制及び夜間制を除く)の受給のうち、45歳未満で失業状態にあるなど、一定の条件を満たした方は、「**教育訓練支援給付金**」として、雇用保険の基本手当の日額に相当する額の80%が支給されます。

## 給付対象者

- ・初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
- ・平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までの間に3年以上雇用保険被保険者期間を有している方（この場合、当該専門実践教育訓練の受講開始日前までに、前回の教育訓練給付金の受給から3年以上経過していない場合は、対象となりません。）

※給付条件等の詳細は、住民票所在地のハローワークまでお問い合わせください。

## 専門実践教育訓練給付金対象チェック

START

現在、働いている。

いいえ  
→

以前は働いていた。

いいえ

いいえ  
↓ はい

以前の利用から、受講開始日までに3年以上経過している。

いいえ  
←

専門実践教育訓練給付金制度の利用ははじめてである。

はい  
←

離職してから受講開始日まで、1年以内である。

いいえ  
↓ はい

3年以上雇用保険に加入している。  
または、離職をしたが1年内に就職し、通算して3年以上雇用保険に加入している。

いいえ

↓ はい

2年以上雇用保険に加入している。  
または、離職をしたが1年内に就職し、通算して2年以上雇用保険に加入している。

いいえ

↓ はい

**対象になる可能性があります。**  
詳細はハローワーク窓口までご確認ください。

**対象ではないと思われます。**  
詳細はハローワーク窓口までご確認ください。



## 申請の流れ

### 申請までのステップ(例)

1

#### 吳竹学園の説明会へ参加(個別見学もOK)

本制度の対象学科の説明を聞き、授業内容や卒業後の就職状況について確認しましょう。学校説明会の申し込みは各校のホームページまたは電話で予約することができます。予め日程が決まっていますので、ご確認のうえ、お申し込みください。個別見学をご希望の場合には、ご都合のよい時間に実施することができます。お電話でお気軽にお問い合わせください。

2

#### ハローワークで「支給要件照会」

支給申請に先立って、受講開始(予定)日現在での受給資格の有無を、あらかじめ、住民票所在地のハローワークで支給要件を確認(支給要件照会)しましょう。支給要件照会は、ハローワークで配布する「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し、運転免許証や住民票の写しなどの本人を確認できる書類とともに、ハローワークに提出(来所または郵送)して行います。

3

#### 吳竹学園の入学試験を受験

吳竹学園の各校の対象学科に出願、合格し、入学手続きを済ませ、本制度の申請に必要な書類を受け取ります。

4

#### ハローワークで「訓練前キャリア・コンサルティング」と「受講前申請」 (入学1カ月前まで)

訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングにおいて就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、教育訓練給付金及び教育訓練給付金受給資格確認票などの書類をハローワークへ提出します。

5

#### ハローワークへ「支給申請」(入学から6ヶ月ごと)

受講前の手続きとは別に、教育訓練を受講した本人が受講中及び受講修了後、原則本人の住居所を管轄するハローワークに対して、教育訓練給付金の受給資格者証などの書類を提出することによって支給申請手続きを行います。